

労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局

最終更新日：平成30年3月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)長沼商店	群馬県伊勢崎市	H30.2.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5	労働者に食品加工用粉碎機を使用させるにあたり、蓋、囲い等を設けていなかったもの	H30.2.20送検
グローバルフードマネジメント(株)	群馬県高崎市	H30.3.20	最低賃金法第4条	労働者6名に、1か月半の定期賃金合計約34万円を支払わなかったもの	H30.3.20送検
(株)飯塚組	群馬県北群馬郡吉岡町	H30.3.23	労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条	自然換気が不十分な利根川横断暗渠で、換気をする事なく内燃機関を有する高圧洗浄機を使用したもの	H30.3.23送検
(株)森井運輸倉庫	群馬県伊勢崎市	H30.3.27	労働安全衛生法第26条 労働安全衛生規則第151条の11	貨物自動車の運転位置から離れるにあたり、逸走を防止するための措置を講じなかったもの。	H30.3.27送検
(株)新進	東京都千代田区	H30.3.28	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5	派遣労働者に食品加工用混合機を使用させるにあたり、蓋、囲い等を設けていなかったもの	H30.3.28送検